

保育施設・事業の申込みについてよくある質問

Q1 12月～2月頃までに出産予定ですが、申込みはできますか？（4月入所利用調整）

A1 申込みは可能です。ただし、令和6年2月4日（日）以前の出生児で、生後57日目以降受入れ可能な保育施設に限り、新年度利用調整会議の対象となります。申込用紙の名前の欄は「出産予定」と、生年月日は予定日をご記入ください。出産後、狛江市児童育成課幼児教育・保育係までご連絡ください。実際の出産日が令和6年2月5日（月）以降になった場合、4月入園はできませんので、ご了承ください。

Q2 令和5年11月24日（金）までに申込みが間に合いませんでした。二次選考の申込みはできますか？（4月入園利用調整）

A2 二次募集はありません。締め切り後の入園申込みは令和6年5月1日入園以降の入園申込みとなります。目次下部の令和6年度年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧をご覧ください。

Q3 4月入園を希望しているのですが、窓口で申込みはできますか？

A3 4月入園の申込みは原則郵送にて受付いたします。FAXでの申込みは受け付けておりません。窓口での申込みが必要なご事情がある場合は、窓口受付時間内にご来庁ください。申込方法の詳細は、9ページをご覧ください。

Q4 利用調整は先着順ですか？何度も相談したり嘆願書を出したりすると有利ですか？

A4 先着順ではありません。また、相談の回数や嘆願書は利用調整に影響はありません。要件書類、資料のみで利用調整を行い、原則**利用調整指数の高い方から内定**します。

Q5 希望保育施設の記入欄で、希望順位によって利用調整上有利・不利はありますか？

A5 希望施設の数や順位によって、有利・不利になることはありません。通える範囲で通いたい順番に記入してください。なお、利用調整は、まず世帯の利用調整指数を決めて、指数の高い世帯から希望しているすべての保育施設の空き状況を見て、空きがある希望順位の高い保育施設から内定をしていく仕組みになっています。

Q6 育児休業を取得している場合でも入園ができますか？

A6 育児休業を取得している場合は、原則として入園の対象となりません。ただし、復職する月からの入園ができます。月の初日に復職する場合は、その前月からの入園の申込みができます。なお、復職後には復職証明書を提出していただきます。詳しくは6ページをご参照ください。

Q7 今仕事を探しているのですが、その場合でも申込みはできますか？

A7 現在仕事をしていなくても、仕事を探されている場合や子どもを保育施設に預けて働きたい場合は、入園の申込みができます。入園することが決まった場合は、保育施設に入園した日から2か月以内に仕事を始めていただく必要があります。

Q8 保育施設の見学はできますか？

A8 保育施設の見学を希望する場合は、事前に直接保育施設に連絡をして、日程調整のうえ見学してください。また、園庭開放等の機会を利用して保育施設で在園児と一緒に交流を持つこともできますので、ぜひご利用ください。園庭開放日は、広報こまえ毎月15日号でご案内します。

Q9 狛江市に転入する予定ですが、現時点で狛江市内の保育施設の申込みはどのように手続きすればいいですか？（4月入園利用調整）

A9 現在お住まいの市区町村で入園の申込みをしてください。申込書は、原則、狛江市のものをお使いいただきますが、狛江市の申込書が入手困難な場合は、お住まいの市区町村のものでも結構です。狛江市の締切日までに、その市区町村からの申込書が到着していることが必要です。転入予定の方は、申込書類の他に、狛江市に令和6年3月末までに転入することを証明できる書類（住居の賃貸借契約書、売買契約書等の写し）、令和5年度市区町村民税課税・非課税証明書を提出していただくと、狛江市民として利用調整を行うことができます。内定した場合は、令和6年3月中に転入手続と狛江市での申込みが済んでいれば入園できます。入園保留となった場合でも、転入後引き続き利用調整を希望する場合は、改めて狛江市での申込みが必要です。

Q10 狛江市から転出する予定ですが、現時点で転出先の保育施設に申込みをしたい場合、手続きはどのようにすればいいですか？

A10 狛江市で入園の申込みをしてください。申込書は転出先の市区町村が指定するものをお使いいただけます。転出先の市区町村の締切日までに、狛江市を経由して申込書が到着している必要があります。締切日、必要書類につきましては、各市区町村によって異なりますので、必ず転出先の市区町村にお問い合わせのうえ、締切日に余裕を持って申込みをしてください。

Q11 第1子が保育施設に在籍していますが、第2子出産時に育児休業を取得しました。第1子は在籍を継続できますか？

A11 出産後、第2子が満1歳になる年度の翌年度の4月末までは継続して通園することができます。詳しくは25ページをご参照ください。

Q12 入園の申込みをしましたが、入園保留となってしまいました。翌月以降も申込みが必要ですか？

A12 入園の申込みは年度内に限り有効です。新年度当初入園で申込んだ方は、その年度中の入園希望については、再申込みは必要ありません。例えば、令和6年度中に入園が保留のままの方が、令和7年4月以降も入園を希望される場合は、改めて令和7年度の申込みも必要となります。ご希望の保育施設に空きが生じた場合は、その都度、利用調整の対象となります。勤務の状況など変更がありましたら、その都度、就労証明書等を提出してください。

Q13 保育料はどのように決定しますか？

A13 8月以前分は前年度、9月以降分は当該年度の住民税の所得割額によって決定します。税の申告をしていない場合は、本来の所得額に応じた保育料よりも高額で決定する場合があります。保護者様の税の申告が済んでいるかよくご確認ください。